

5 年金の請求手続と支給時期

(1) 請求手続

年金の受給要件を満たすと年金を受ける権利が生じますが、実際に年金を受給するためには、請求手続が必要です。

ア 公的年金

① 老齢基礎年金

公的年金制度の加入経歴が国家公務員共済組合のみの場合には、下記②で説明する「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が国家公務員共済組合連合会から送付されますので、必要事項を記入のうえ、支給開始年齢到達後に国家公務員共済組合連合会へ提出してください（国家公務員共済組合以外の加入経歴がある場合には、直近に加入していた被保険者の種別に応じた実施機関から「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が送付されます。）。

② 老齢厚生年金、退職共済年金（経過的職域加算額）

老齢厚生年金の受給権が発生する時期の直近に加入していた被保険者の種別に応じた実施機関から、その受給権が発生する3か月前に、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が送付されます。例えば、受給権が発生する時期の直近に国家公務員共済組合の組合員であった方の場合には、国家公務員共済組合連合会から送付されますので、必要事項を記入し、支給開始年齢到達後に提出してください。

③ 年金の請求先

2以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合（第2号厚生年金被保険者期間以外に他の種別の厚生年金被保険者期間を有している場合）のほか、年金の繰上げ請求や繰下げ請求についても、日本年金機構の年金事務所や国家公務員共済組合連合会など、希望するいずれかの実施機関で請求を行うことが可能となっています。国家公務員共済組合以外の加入経歴がある場合の老齢基礎年金の請求先は日本年金機構になります。

なお、請求先が一つであっても、老齢基礎年金額の決定及び支給は日本年金機構が行い、老齢厚生年金額の決定及び支給は実施機関ごとに行われます。国家公務員共済組合の加入期間に係る老齢厚生年金額の決定及び支給は、国家公務員共済組合連合会が行うことになります。

イ 退職等年金給付制度による「退職年金」

請求手続に必要な請求書については、退職時又は65歳到達月のいずれか遅い時

期に、国家公務員共済組合連合会から送付されます。

ウ 各種の届出

年金を継続して受給するためには、毎年提出が必要になる届出や、一身上に異動があったときなど、その都度提出が必要になる届出があります。

毎年届出が必要な用紙や案内については、国家公務員共済組合連合会から必要な時期に送付されますが、それ以外の場合には、所定の用紙を使用して届出を行うことになります。

用紙等は、国家公務員共済組合連合会のホームページ (<https://www.kkr.or.jp/>) からダウンロードすることができるほか、電話で取り寄せることもできます。

(2) 支給時期

ア 年金の支給の始期及び終期

年金は、その給付事由の生じた日の属する月の翌月分（誕生日の前日が属する月の翌月分）から支給され、その事由がなくなった日の属する月までの分が、月計算で支給されます。

例えば、4月1日が誕生日の方は4月分から支給され、4月2日が誕生日の方は5月分から支給されます。

イ 年金の支給回数及び支給時期

年金は後払いで、年6回の支給期月（偶数月）に、それぞれの前々月分及び前月分の2か月分が支払われます。支給日は15日（土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日に繰上げ）で、指定した振込先に振り込まれます。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支払われる年金	前年12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分